長期収入ガード(GLTD)

団体傷害保険

団体割引

加入をご希望の方・プラン変更したい方・脱退を希望される方は下記URLもしくは下の二次元コードよりお手 続きください。事前のご相談はお電話やメールにてお問合せください。

※長期収入ガード(GLTD)・団体傷害保険の重要事項のご説明と健康状況告知書は下記「お手続きサイト」よりご確 認ください。お手続き書面に表示されるご年令は2025年1月1日時点のものとなります。

2024年10月31日(木) 手続き締切日

\お手続きはコチラ!!/

https://dantai.ms-ins.com/index.php?ID=szcj6f



【ログインID】

社員番号(8桁)

<グループ会社所属の方> アルファベットは大文字

【パスワード】

A+生年月日(西暦8桁) 例) 1980年1月1日の場合

A19800101

※初回ログインの際に初期パスワードの変更が必要となります。

保険期間

2025年1月1日午後4時から2026年1月1日午後4時まで1年間

保険料の払込方法

2025年1月給与より毎月控除させていただきます。 月払保険料はインターネットお手続き画面にてご確認ください。

<新規加入の場合

次ページ以降をご確認いただき、希望のプランをお選びください。あわせて「お手続きサイト」にて「重要事項説 明しも必ずご確認ください。

※一部のご契約・健康状態告知によっては書類でのお手続きが必要になる場合があります。

お手続き画面で書面でのお手続きのご案内が出た場合には問い合わせ先までご連絡ください。

現在の補償を継続する場合

補償の変更をご希望の場合

補償の継続を希望しない場合

お手続き不要です。

WEBページより期限内に お手続きをお願いします。

お手続きがない場合は前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続とな りますのでご注意ください。

お知らせ

【問い合わせ先・代理店・扱者】

日本調剤株式会社 保険サービス事業部

〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番11号 田町タワー9階

TEL: 03-6810-0867 FAX: 03-3457-3140 メール: jphoken-sonpo@nicho.co.jp

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 駿河台新館

「健康に関する告知」の改定

病気の治療歴がある方でも ご加入いただきやすくなりました! ---今年度が新規ご加入・プラン見直しの

チャンスです! ▶ 詳細は「健康状況告知書質問事項」

TEL: 03-3259-6684

承認番号: A24-100805 承認年月:2024年8月

(団体長期障害所得補償保険)

病気やケガで働けなくなった場合

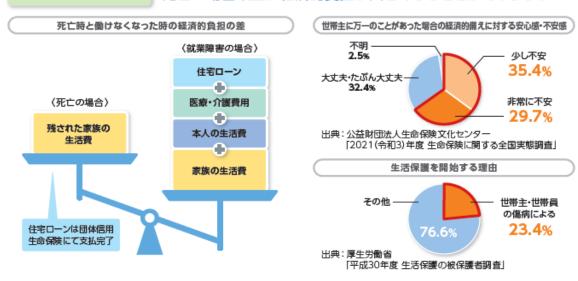
^{あなたとご家族の生活を}/ 補償する制度です。

病気やケガで働けなくなったら…

収入がゼロになっても、日々の出費は止まりません!!

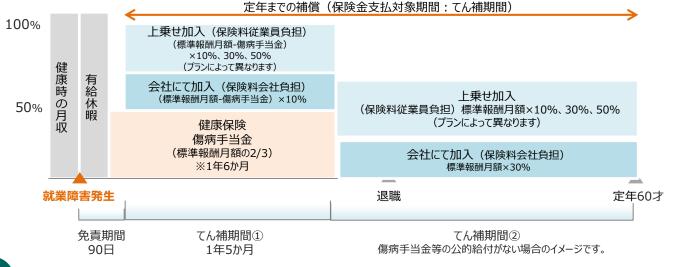
従業員の不安

ケガや病気により働けなくなって「所得喪失」状態となった場合、 死亡の場合以上に経済的負担が大きくなることがあります。



そこで、長期就業障害時の収入の補償となる制度が必要です!

長期収入ガード(GLTD)上乗せ制度の補償内容



長期収入ガード(GLTD)上乗せ制度の特長

● 最長満60才までのロング補償

病気やケガにより長期の療養が必要になり、免責期間(90日)を超えてその 状態が継続し、保険金お支払いの条件を満たしている場合、最長60才に達し た日(※)の属する月末(免責期間終了日の翌日から60才に達した日の属 する月末までの期間が3年に満たない場合は最長3年間)まで保険金を被 保険者(加入者)にお支払いします。ただし、精神障害によるものの場合は、 基本契約のてん補期間にかかわらず、最長24か月となります。

(※) 60才に到達した日とは60才の誕生日の前日をいいます。

● 復職後も引き続き補償

病気やケガが原因で就業障害となり、免責期間 (90日) を超えて就業できない状態が継続した後に復職した場合でも、障害が残り一部業務にしか従事できず、かつ20%を超える所得の喪失がある場合には、所得喪失割合に応じて保険金を被保険者(加入者)にお支払いします。

● 退職後も保険金をお支払い

就業障害が原因で退職しても、在職中に被った病気やケガが原因で就業障害が継続し、保険金支払い条件を満たす限り保険金を受け取ることができます。

● 入院だけでなく自宅療養中も補償

働けない状態で保険金のお支払いの条件を満たしている場合は、入院に限らず通院・自宅療養中でもお支払いの対象となります(医師の指示が必要になります)。

● 保険金は全額非課税・保険料は生命保険料控除の対象

<税法 トの取扱い> (2024年8月現在)

払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注)なお、この取り扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、 ご注意ください。

独自の福利厚生制度

日本調剤グループの従業員※のみが加入できる制度です。

※日本調剤株式会社、日本ジェネリック株式会社、株式会社メディカルリソース、長生堂製薬株式会社、合同会社水野の満59才以下のすべての従業員(一部パート社員は除く)。

● 会社加入分については会社が保険料を負担

会社加入分の補償については、従業員※を対象に会社が保険料を負担しています。 今回募集をするのは、会社加入分の任意上乗せプランです

※勤続3年目以上の正社員・準社員(契約社員・パート社員は除く)。

お知らせ

「健康に関する告知」の改定



病気の治療歴がある方でも ご加入いただきやすくなりました!

今年度が新規ご加入・プラン見直しの チャンスです! ▶詳細は「健康状況告知書質問事項

プランのご案内

特定の疾病・症状群について不担保を条件に加入されている方も再度お手続きいただくことで無条件となる場合があります。

Aプラン

標準報酬月額の

50%補償



住宅ローンがある方、お子さまの教育費がかかっている方等、就業障害によるリスクが大きい方向けのプランとなります。

Bプラン

標準報酬月額の

30%補償



こちらが従業員の皆さま向けの基本的な プランとなります。会社加入分と合わせる と、傷病手当金に近い額の補償になりま

Cプラン

標準報酬月額の

10%補償



お子さまが独立され、就業障害によるリスク の小さくなった方向けのブランです。会社加 入分と合わせると、傷病手当金の約6割を 目安とした補償となります。

各プランの保険料はインターネット手続き画面からご確認ください。

※皆さまの標準報酬月額により保険料が異なります。また、保険料は前年度ご加入いただいた被保険者の人数等によって割増引率が適用されます。

※例えば、標準報酬月額60万円の方は月額60万円の10%、30%、50%の補償となります。(「お支払いする保険金の額(計算式等)」については重要事項説明 1頁をご参照ください。)

お申込み手続き方法は1ページ目をご確認ください

万が一のケガや賠償リスク等を補償する制度です

「基本補償(3プランから選択)」と「オプション補償」を組み合わせてご加入いただけます。

たとえば・・・・

NEW!!

基本補償

日常生活におけるケガを補償します オプション補償メインでご加入される方向け 基本補償の保険料を抑えるプランを新設!









熱中症(※1)

自転車でのケガ

転倒でのケガ

スポーツ中のケガ

E-T-TIBECO PREST CITYLED DD CHILLE.					
保険金の種類	保険金額	K セット (お手軽)	K1 セット (基本)	K2 セット (充実)	
傷害死亡保険金	傷害死亡·後遺障害 保険金額	100万円	150万円	300万円	
傷害後遺傷害保険金 (※2)					
傷害入院保険金	傷害入院保険金日額	2,000円	4,000円	8,000円	
傷害手術保険金(※3)					
傷害通院保険金	傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	4,000円	
保険料(月払)		530円	990円	1,990円	

- ※1 熱中症危険補償特約がセットされているため、日射・熱射により被った身体傷害についても、保険金をお支払いします。
- ※2 後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
- 入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

<mark>オプション補償</mark> ※「オプション補償」のみのご加入はできません

オプション 1 (S1セット)



自転車で歩行者と接触

ケガをさせてしまった・・・



壊してしまった・・・



S1tyl

3億円

10万円

150円

日常生活における賠償責任と 他人からの借り物に関する賠償責任を補償します

●日常生活賠償特約※4

国内外補償。ただし、電車等運行不能による賠償責任・、 示談交渉は日本国内のみ対象

- *賠償事故の示談交渉は引受保険会社がお引受します。 (詳細は重要事項説明16ページをご覧ください)
 - ●受託物賠償責任補償特約※4 ※5

国内外補償。ただし日本国内での受託物のみ補償

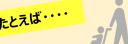
- ※4 被保険者の範囲は、被保険者本人およびその家族です。補償の対象となる家族の範囲は「重要事項のご説明」20ページ「契約概要のご説明」の 「1. (1) 商品の仕組み」をご覧ください。
- ※5「受託物」とは被保険者が日本国内において、他人(レンタル業者を含みます)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。 ただし、「重要事項のご説明」13ページの「補償対象外となる主な受託物」を除きます。

オプション 2 (S2セット)

盗難・破損・火災などの偶然な事故により携行品※6に損害が 発生した場合を実費で補償※7します

携行品損害補償特約

国内外補償。





保険金の種類

日常生活賠償保険金額

受託物賠償責任保険金額

(免責金額5,000円)

保険料(月払)



ベビーカーが破損した・・・ キャンプ道具が破損した・・・

保険金の種類	S 2 セット	
携行品損害保険金額 (免責金額 3,000円)	30万円	
保険料(月払)	160円	

- ※6 「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます)外において携行している被保険者所有の身の回り品 (カメラ、衣類、レジャー用品等) をいいます。ただし、「重要事項のご説明」13ページの「補償対象外となる主な「携行品」 を除きます。
- ※7 携行品損害保険金の損害の額は、1個、1組、1対のものについて10万円が限度となります。限度額は補償対象となる 携行品によって一部異なりますので詳細は「重要事項のご説明」11ページをご覧ください。



親の介護への備え



父親が脳卒中で倒れ、一命はとりとめた ものの、要介護3と認定された

(P1~P4セット)

●親介護一時金支払特約

被保険者(親)のご年令が満89才までご加入可能

基本補償部分の被保険者の親(姻族を含みます)の要介護状態が90 日を超えて継続した場合、親介護一時金額の全額を一時金としてお支払 いします。介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム 費用等)に充当することを目的とした特約です。

親の介護はある日突然、始まります



金額面は・・・



一時的にかかる費用・・・平均 (介護用品・住宅リフォーム・介護用ベッドの購入等)

●月々の費用

...平均 8.3万円

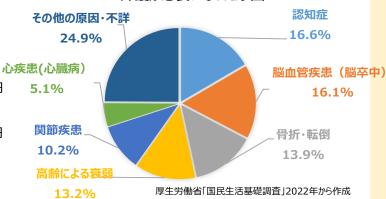
期間は・



●介護に要した期間・・・平均

生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査/令和3年度から作成

介護が必要になった原因



介護のリスクについて動画でチェック! 二次元コードをスマートフォン等で読み込み、アクセスしてく ださい。(通信料がかかります)



〈保険料〉

「要介護 2 」から補償可能な 【P3】【P4】セットがオススメです! まススメ!

	P1	P2tyl	P3tyl	P4tyl
	要介護3		要介護2	
被保険者さま 年令	保険金額 100万円	保険金額 300万円	保険金額 100万円	保険金額 300万円
20~39才	10円	20円	10円	30円
40~44才	10円	20円	10円	30円
45~49才	10円	40円	20円	60円
50~54才	30円	90円	40円	130円
55~59才	70円	210円	100円	300円
60~64才	150円	460円	220円	670円
65~69才	340円	1,030円	530円	1,580円
70~74才	760円	2,280円	1,190円	3,570円
75~79才	1,640円	4,930円	2,640円	7,920円
80~84才	4,200円	12,590円	6,820円	20,450円
85~89才	8,940円	26,830円	13,660円	40,990円

◎年令は保険始期(2025年1月1日)時点での満年令となります。 ○親1名あたりの保険料です。

支払要件となる要介護状態は どのような状態?

A:要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。詳細は 「重要事項のご説明」15ページをご覧ください。

①公的介護保険制度に基づく要介護3 (P1,P2セット) または要介護2 (P3,P4セット)以上の要介護認定の効力が生じた場合。

※公的介護保険制度における要介護認定の詳細は、厚生労働省のホームペー ジをご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo koureisha/gaiyo/index.html)

(https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/sankou3.html)

②上記以外で引受保険会社約款所定の状態に該当した場合 <引受保険会社約款所定の状態の例>

要介護 2

- ●自分では両足での立位保持が出来ない。
- 歯磨きの一連行為を一人で行うことが出来ない。等



要介護 3

- ●壁・手すり、いすの背または杖等につかまっても、 自分では両足の立位保持が出来ない。
- ●自分では食事を全く摂取することが出来ない。



団体傷害保険 イススメ 加入例

明日親が倒れたら・・・

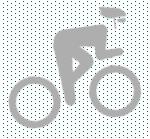
K1 + [オプション3] **P3** 【基本補償】

保険料(親年令が70才の場合): **2,180円**

(K1:990円 P3:1,190円)

P4 (保険金額300万円) の場合は 4,560円





自転車保険を検討している・・

K1 + 【オプション1】 **S1** 【基本補償】

保険料: 1,140円

(K1:990円 S1:150円)

道具を持って出かけることが多い

了方人的子面的

K1 +[オプション 2] **S2** 【基本補償】

保険料: 1,150円

(K1:990円 S2:160円)





より補償を手厚くしたい・・・

K1 + [オプション 1/2/3] S1+S2+P3 【基本補償】

保険料 (親年令が70才の場合) : **2,490円** (K1:990円 S1:150円 S2:160円 P3:1,190円)